

広島県告示第九百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年一月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

古屋吉田線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
	安芸高田市吉田町上入江字二反所二四五九番一 地先から 安芸高田市吉田町上入江字土休二四四五番六 地先まで		二・四〇〇 四・四〇〇	九五・〇〇	
			一六・四〇〇 三三・四〇〇	九二・〇〇	拡幅